

井戸の衛生管理をお願いします

現在の井戸水は、肥料・畜産排泄物・生活排水等に起因する硝酸性窒素等による地下水汚染の影響で飲用水として不適切になっているものが多いです。硝酸性窒素等を多く含んだ井戸水は健康へ悪影響があり、体重4 kg以下の乳児が飲用した場合には呼吸を障害する恐れがあります。

また、不適切な管理により細菌汚染が進んでいる場合もありますので、次の点に心がけ適正な管理をしましょう。

■井戸の周辺は清潔に保ちましょう

井戸は周辺の環境や地表の影響を受けやすいので、必ずフタをしましょう。また、周辺は柵などをし、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。

■井戸の生水飲用は避けてください

飲用する場合は、煮沸等の適切な殺菌消毒を行ってください。

■におい・味・にごりに注意しましょう

使用している井戸に異常を感じたらすぐに使用をやめ、水質検査を受けましょう。

■定期的に水質検査を受けましょう

年に1回は水質検査を行い、井戸水の安全性を確認しましょう。検査項目は次の10項目です。
(一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・PH値・味・におい・色度・濁度)

※水質検査は個人で検査機関に依頼していただくため、有料となります。検査数値が異常な場合は、すぐに井戸の使用をやめ、下記へご相談ください。

お問い合わせ

市民生活部 環境課
TEL 050-3381-5041
長崎県 県南保健所 衛生環境課
TEL 0957-62-3287

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産(事業用資産)には、地方税法により固定資産税が課税されます。事業にお使いの機械・備品などの償却資産を有している人は平成20年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告期限は、1月31日までとなっていますので、税務課資産税班または各総合支所市民課まで申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただき、早めの申告をお願いします。

■償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品など(土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費が法人税または所得税の所得の計算上、必要な経費に算入されるもの)をいいます。ただし、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

■主な償却資産の例

- 構築物 門、広告塔、舗装路面、内部造作、ビニールハウス、事業用簡易構築物 など
- 機械および装置製造加工機械 コンベヤー、クレーン、土木建設機械、農業用機械、印刷機械 など
- 船舶 漁船、ボート、貨物船 など
- 車両および運搬具 構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具・器具および備品 机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、厨房用品 など

お問い合わせ

市民生活部 税務課 資産税班
TEL 050-3381-5023

新年を迎えて

長崎県知事

金子 原 二郎



新年明けましておめでとございます。県民の皆さまには、おすこやかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年11月、当初の構想から半世紀にも及ぶ歳月を経て、国営諫早湾干拓事業がついに完工式を迎えました。本県の永年の念願であった大規模な農地の造成と、背後地の防災機能の強化を実現する本事業の完了は、多くの関係者の皆さまのご理解、ご協力によるものであり、ここにあらためて感謝を申し上げます。今後は、

意欲ある農業者による環境に優しく、安全・安心な農作物を、大規模な農地で効率的に生産することによって、本県農業をリードする重要な役割を果たすとともに、昨年末に暫定供用した堤防道路、調整池や自然干陸地などを総合的に活用し、観光の振興をはじめ地域振興の拠点として活用してまいります。

さて、本県では全国に先駆けて市町村合併を推進してまいりましたが、新市町では、国の三位一体の改革による地方交付税の減額と合併時期が重なったことで、厳しい財政運営を強いられています。

しかし、行政区域の拡大や行財政基盤の充実などの合併効果を生かした新しいまちづくりが進められており、県では財政支援や人材育成など、最大限の支援を行っております。

本県の財政は、三位一体の改革による地方交付税や国庫支出金の大幅な削減、社会保障関係費の増加などにより、厳しい状況が続いています。

県ではこれまでも「収支改善対策」や「行財政改革プラン」により行財政改革に積極的に取り組んでおりますが、今後さらに「収支構造改革」によって、財政の健全化を徹底して進めてまいります。

しかしながら、本県の厳しい経済・社会情勢を考えると、引き続き県政全般における改革を断行しながら、県民の皆さまの暮らしを直接支える事業や将来の発展のために今手がけるべき事業については、選択と集中を念頭に、積極的に推進してまいります。

○

○

○

業誘致や地場企業の振興、ベンチャー企業の育成に全力で取り組み、北部九州に集積が進む自動車関連企業や離島へもコールセンターの誘致が実現するなど、着実に成果が上がっています。本年も引き続き、企業誘致の促進や新たな工業団地の造成、地場企業への支援などを積極的に行います。

特に、離島・半島地域の基幹産業であります農林水産業については、農家・漁家の生産性や所得の向上、担い手の確保のために様々な支援策を講じます。一方、県産農水産物等の一層のブランド化を進め、首都圏をはじめ関西・中京地区における販路拡大を進めるとともに、県民の皆さまへの県産品愛用運動を推進してまいります。

また、文化による魅力や活力づくりにも力を入れています。これまでも、本県独自の歴史、文化の魅力を広く発信する拠点である長崎県美術館や長崎歴史文化博物館を積極的に活用しているほか、歴史ガイドブック「旅する長崎」による歴史情報の発信などに取り組んでまいりました。さらに、文化による地域の活性化を目指し、交流の拡大と人材育成を図るため「文化活力行動プログラム」の具体化を検討いたしております。

ユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録されている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、それぞれの所有者や関係市町、県民の皆さまと一緒に、世界遺産の本登録に向けた運動や資産の価値の証明、周辺環境の保全などに取り組んでまいります。なお、本年11月、国内初の列福式が長崎市で開催されることから、長崎県美術館、長崎歴史文

化博物館等が連携した特別企画展を支援するなど、国内外に本県の情報発信を行うとともに、交流の活性化を目指していきます。

また、県民の皆さまが、安全に、そして安心して暮らせるまちづくり、快適に暮らせる環境づくりの実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。さらに、県民お一人おひとりの尊厳が保たれ、ともに地域を支え合い、心身ともに健やかに暮らすことができる地域づくりのため、福祉・医療・保健の充実を図ります。特に、将来を担う子どもたちの健全な育成のために、社会全体で安心して子どもを生み、健やかに育てられる環境づくりを進め、「長崎県子ども条例(仮称)」については、県民の皆さまのご意見をお聴きしながら制定に向けて取り組んでまいります。

長年の課題である九州新幹線西九州ルートについては、西九州地域全体の広域的な発展のため、佐賀県、JR九州など関係機関と協力し、着工に向けて最大限の努力を続けてまいりますので、県民の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

平成26年に本県で開催する国民体育大会の開会式・閉会式会場地については、諫早市の県立総合運動公園陸上競技場を選定し、各競技会場地は、平成20年度中に選定いたします。今後、長崎国体の成功に向けて、市町や関係団体の皆さまと一体となって取り組んでまいります。終わりに、本年が、皆さまにとりまして素晴らしい年となりますよう心からお祈りいたしまして、新年のごあいさついたします。